

第四条 新命令別紙様式第一から第三まで、第四から第六まで及び第七から第七の四までによる届出書並びに新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十九まで及び第二十から第二十二の二までによる報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一から第七の四までによる届出書及び旧命令別紙様式第十一から第二十二の二までによる報告書を取り繕い使用することができる。

第五条 改正法附則第三条第一項、改正令附則第四条及び附則第五条並びにこの命令附則第二条の規定によりなお従前の例による場合における旧命令第六条の二各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告及び旧命令第七条第一項各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十七の四まで、第十九、第二十、第二十二及び第二十二の二による報告書を使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省 令

○財務省令第四十二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

財務大臣 麻生 太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の国又は地域名欄中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「北マケドニア」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十三号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の五第一項及び第二項並びに第二十一条の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

財務大臣 麻生 太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「第三条第九項」を「第三条第八項」に改める。

第八条第一項第一号中「金融機関等」を「銀行等その他の金融機関」に改める。

第十二条の三第一号中「金融機関等」を「（銀行等その他の金融機関）」に、「外国金融機関等」を「外国金融機関」に、「送信を行う金融機関等」を「送信を行う銀行等その他の金融機関」に、「利用する金融機関等」を「利用する銀行等その他の金融機関」に改め、同条第二号中「日本銀行が金融機関等」を「日本銀行が銀行等その他の金融機関」に、「外国金融機関等」を「外国金融機関」に改め、同条第五号中「金融機関等」を「銀行等その他の金融機関」に改める。

第十二条の四及び第二十七条第三号中「金融機関等」を「銀行等その他の金融機関」に改める。

附 則

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

○文部科学省
国土交通省 令第一号

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第二条第二項、第四条第一項、第二項第六号及び第五項（同法第五条第二項において準用する場合を含む）、第五条第一項、第十一条第四項、第十二条第一項、第二項第八号及び第五項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む）、第十三条第一項並びに第二十三条の規定に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年四月三十日

文部科学大臣 萩生田光一
国土交通大臣 赤羽 一嘉

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則

（文化観光拠点施設）

第一条 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の規定による文化資源の解説及び紹介は、文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源のうち主要なものについて、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 一 当該文化資源の由来、他の文化資源との関連性、歴史上、芸術上、学術上又は観賞上の価値その他の当該文化資源の魅力に関する情報を適切に活用すること。
- 二 情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いること。
- 三 当該文化資源保存活用施設への外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いること。

2 法第二条第二項の規定による文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光推進事業者との連携は、次の各号（市町村（特別区を含む。第一号において同じ。）又は都道府県が設置する文化資源保存活用施設にあつては、同号を除く。）に掲げる文化観光推進事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 当該地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体若しくは事業者又は市町村若しくは都道府県、当該地域における文化観光の推進に関する関係者間の連携体制の整備、情報の収集、整理及び分析、事業の方針の策定並びに事業の実施状況の評価
- 二 前号に掲げる者以外の者、当該地域における文化観光の推進に関する事業の企画及び実施（拠点計画の認定の申請）

第二条 法第四条第一項の規定による拠点計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。